

大阪市長

補助事業者
住所

氏名

建 替 完 了 報 告

令和 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号で補助金の（交付決定・交付変更承認）を受けた補助事業が完了したので、大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

記

1 承認番号

2 補助金の交付決定額 _____円

(様式 10-4)

建設基準チェックリスト

| | 条 | 項号節 | 建設基準チェック項目 | チェック欄 |
|---------------|---|------|---|-------|
| 共通事項 | (要領)3 | (1) | 主な屋外の歩行空間、共用階段及び共用廊下の床の仕上げは、滑りやつまずきに対する安全性に配慮している | |
| | | (2) | 主な屋外の歩行空間の階段及び傾斜路並びに共用階段の傾斜部分には、連続した手すりを少なくとも片側に設置(勾配が 20 分の 1 以下、又は高低差が 16cm 以下かつ勾配が 12 分の 1 以下の傾斜路を除く) | |
| | | (3) | 共用階段及び共用廊下は、手すりの設置等落下防止のための措置を講じること | |
| 防火地域内等における構造等 | (要綱別表) | 2 | <input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物 | |
| 建物等の後退 | (要領)3 | (4) | 建物及び駐車施設等は、道路境界線から $m \leq 0.5m$ 後退 | |
| | | (5) | 後退部に緑地等を設ける際は、緊急時に車両が通行できるようにし、塀又はフェンス(隣地境界線に沿って設けるものを除く。)若しくは門を設置しない | |
| 住棟へのアプローチ等 | (要領)3 | (6) | 主な歩行空間の幅員 $m \geq 0.9m$ 高低差が生じる場合にはできる限り傾斜路を設ける | |
| 共用階段 | (要領)3 | (7) | 主な共用階段の勾配は $T \geq 24cm$ かつ $55cm \leq T + 2R$ (cm) $\leq 65cm$ (R: 蹴上げ cm T: 踏面 cm) | |
| | | (8) | 構造は最上段の通路への食い込みや最下段の通路への突出がないものとする | |
| | | (9) | 蹴込板を設置するとともに、蹴込寸法 $cm \leq 3cm$ | |
| 共用廊下 | (要領)3 | (10) | 段差が無い(傾斜路設置の場合、勾配 $\leq 1/12$ (高低差が 10 cm 未満の時は勾配 $\leq 1/8$) | |
| | | (11) | 共用廊下の壁の片側に手すりの設置ができる | |
| 空地の整備 | (要領)3 | (12) | 接道部の周辺に一定のまとまりのある空地 m^2 (敷地面積の $\% \geq 5\%$) | |
| | | (13) | 道路沿いの屋外床面の仕上げは、タイル、インターロッキング等により美装化する | |
| 駐車施設等 | (要領)3 | (14) | 区画は自動車 1 台につき 2.3m × 5.0m 以上、自動二輪車 1 台につき 1.0m × 2.3m 以上、自転車 1 台につき 0.5m × 2.0m 以上(ラック等、特殊な装置を用いる場合は、幅の縮小が可能)、原動機付自転車 1 台につき 0.8m × 2.0m 以上とし、区画線等により明示する | |
| その他 | (要領)3 | (15) | 防災コミュニティ道路の沿道において建替えを行う場合は、3m 以上壁面を後退し、整備基準を満たす | |
| | | (16) | 狭あい道路の沿道において建替えを行う場合は、道路整備仕様を満たす | |
| | | (17) | 標示板を一般の通行人及び賃借人に周知できる位置に表示する | |
| 住宅の規模 | (要綱別表) | 2 | 各住戸の住宅専用床面積は 35 m^2 以上 120 m^2 以下で、かつ 2 以上の居住室を有する | |
| | | | 小規模住戸の住宅専用床面積は 18 m^2 以上で、かつ 1 以上の居住室を有する | |
| エリア | <input type="checkbox"/> 重点対策地区 <input type="checkbox"/> 対策地区 | | | |

(注) ・建設基準に合致している項目についてはチェック欄に○印を、該当しない項目については斜線を記載してください。

大阪市長

領収書等遅延理由書

大阪市民間老朽住宅建替支援事業建替建設費補助制度補助金交付要綱に基づき、(実績・建替完了) 報告を行うにあたり、建設工事費等の支払いを証明する書類等(領収書)の提出が次の理由により遅延いたします。

なお、当該書類につきましては、(補助金請求の際・受領後速やかに) 必要書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由

(参考例)

・令和〇〇年〇〇月〇〇日付け△△工事請負契約により、工事費の支払いが□□□□のため、完了報告時に領収書を添付することができません。

なお、工事費に係る要支払い額を示す書類として、当該工事費に係る請求書の写しを添付します。

支 払 い 額 金 円

支払い予定日 令和 年 月 頃

補助事業者

住 所

氏 名